通所リハビリテーション重要事項説明書

当施設が提供する通所リハビリテーションサービスの内容に関し、ご利用者に説明すべき 重要事項は次のとおりです。

1 通所リハビリテーション事業者(法人)の概要

名称·法人種別	社会福祉法人 大善福祉会
代 表 者 名	理事長 大城 一
所在地·連絡先	(住所)静岡県浜松市浜名区中瀬3829番地の1(電話)053-588-4115

2 事業所(ご利用施設)

事 業 所 名	介護老人保健施設 あらたま
所在地・連絡先	(住所) 静岡県浜松市浜名区宮口3152番地(電話)053-582-3211(FAX)053-582-33333
事業所番号	2 2 5 7 2 8 0 1 0 3
利 用 定 員	20名

3 事業の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

介護保険法の目的及び基本理念に基づき、入所者及び通所者の老年期の生き甲斐づくり や日常生活の自立を支援し、そのご家庭への復帰を目指す事を目的とする。

(2) 運営方針

- 1. 明るく家庭的な雰囲気のなかで、相互に助け合う人間関係づくりを目指す。
- 2. 入所者及び通所者の、日常生活の自立を目指し、心身の特性に応じた介護・看護ケア、リハビリテーション、及びレクリエーション等のサービスを適切に提供するよう努める。
- 3. 地域や家庭との連携を重視した運営に心がけ、ご利用者が早期家庭復帰を目指し、生き甲斐をもって、療養生活を送ることができるよう努める。
- 4. 通所リハビリテーション計画に沿って、目的・方針の遂行に努める。
- 5. 介護に携わるご家族等の相談に応じ、心身のケアに努める。

(3) その他

事 項	内 容
通所リハビリテーション 計画の作成及び事後評価	医師等の職員が、ご利用者の直面している課題等を評価し、 ご利用者の希望を踏まえて、通所リハビリテーション計画を 作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結 果を診療記録に記載してご利用者に説明のうえ交付します。
従業員研修	施設内研修及び施設外研修を行っています。

4 事業所の概要

(1) 構造等

	敷 地	1	7, 328. 82 m ²
建物	構	造	鉄骨耐火 3 階
	延べり	下面 積	205.99 m²

(2) 居室及び主な設備

診察室 薬局 機能訓練室 相談室 食堂 談話室 浴室(一般浴、機械浴) レクレーションルーム 家族介護室(46.41㎡) 理美容室 ボランティア室

(3) 通常の送迎の実施地域

浜北区、天竜区二俣町鹿島、北区都田町

(4) 営業日と営業時間

営 業 日	営業時間		
月曜日~金曜日	8:30~17:00 サービス提供時間 9:50~16:00		
営業をしない日	土・日曜日、毎年12月30日~1月3日		

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管 理 者	1人	職員管理及び業務状況の把握その他管理を一元的に行う。
医 師	1人	ご利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的
		対応を行う。
看護職員	1人以上	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為
		を行うほか、通所リハビリテーション計画に基づく看護を
		行う。
介護職員	2 人以上	通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
理学•作業療法士	1人以上	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作
		業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

6 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利 用票を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、実費を請求させていただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 喫煙は原則的に禁煙です。

- 7 サービスの内容及び利用料金
- (1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類		内容
食事	1	(食事時間) 12:00~13:00 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮し た食事を提供します。食事サービスの利用は任意です
入浴	1	入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能 です。入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	<u>†</u>	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自 立についても適切な援助を行います。
機能訓	練	理学療法、作業療法、個別のリハビリ訓練により利用者の状況に 適した機能訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。 <当施設の保有するリハビリ器具> 歩行器 3台 車いす 8台
レクリエーショ	ン	ご利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェッ	ク	血圧測定等ご利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援	助	ご利用者とそのご家族からのご相談に応じます。
送 近	<u>ī</u>	ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

- ① サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、ご利用者に分かりやすくご説明いたします。
- ② サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特にご利用者の身体に接触する設備、器具についてはサービスごとに消毒したものを使用します。

イ 利用料金

- (1) 当施設の指定通所リハビリテーションの提供(介護保険適用部分)に際しご利用者が負担する利用料金は原則として基本料金の介護保険負担割合証に記載された割合額(1割、2割又は3割)、食費負担額です。ただし、介護保険の給付範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。介護保険の負担分の詳細、その他の費用については利用料金表に記載してあります。
 - *短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活 介護を受けている間は介護保険からの支払いは受けられません。
- (2)介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いとなります。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。この証明書を後日、居住地市町村の窓口に提出して差額(介護保険適用部分)払い戻しを受けて下さい。
- (3) 利用料金等のお支払方法

口座自動引き落しの申込をお勧めしております。毎月、10日までに料金表に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求し、収納代行会社の指定する日に引き落としさせていただきます。

口座自動引き落とし以外の場合には、当施設からの請求書到着後に、20 日までに当施設窓口へご持参下さるか、銀行振込にて振り込み送金してお支払いください。(口座名等は請求書に記載) ※入金確認後、領収証を発行します。

8 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ①当施設へお電話にてご一報ください。担当職員が指定通所リハビリテーションの内容等についてご説明します。
- ②この説明書によりご利用者からの同意を得た後、通所リハビリテーション計画を作成し、サービスの提供を開始します。
- ③ご利用者が居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成を依頼している場合は、事前に居宅 介護支援事業者にご相談ください。
- (2) サービスの終了
- ①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申出ください。
- ②当施設の都合でのサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事由によりサービスを終了させていただく場合があります。 この場合はサービス終了日の30日前までに、文書によりご利用者にご通知いたします。

③自動終了

- ・ ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ ご利用者が医療機関に入院した場合
- ・ ご利用者が要支援または自立と認定された場合
- ・ ご利用者が死亡した場合

4) その他

・ 当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合ご利用 者やご利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当施設が閉鎖した 場合、ご利用者は文書で通知をすることにより直ちにこの契約を終了することができる。

9 苦情処理

ご利用者は、当施設の指定通所リハビリテーションの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。ご利用者は、当施設に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

(1) サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	解決責任者ご利用時間	支援相談員 生熊 章人 事 務 長 蜂須賀 哲史 月曜日から金曜日 (国民の祝日、12月30日~1月3日は除く) 8:30~17:30 電話(053-582-3211) 面接(当施設1階相談室) 苦情箱(事務室に設置)
	第3者委員	小畑 邦夫 電話 053-581-0079 平野 裕士 電話 0538-38-5665

(2) 市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

	中央福祉事業所 長寿支援課				
	中央区役所内 (053-457-2324)				
市町村	浜名福祉事業所 長寿保険課				
	北行政センター内 (053-523-2863)				
	浜名区役所内 (053-585-1122)				
	天竜福祉事業所 長寿保険課				
	天竜区役所内 (053-922-0065)				
	住 所 静岡県静岡市葵区春日2丁目4番34号				
国民健康保険団体連合会	電話番号 (054) 253-5590				
	受付時間 午前 9:00~ 午後5:00				

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
上1日区	氏 名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住 所	
	電話番号	
	勤務先	
	携帯電話	

11 非常災害時の対策

非常時の対応	地震や風水害、火災の被害状況により、初動として入所者の方を 安全な場所へ避難誘導を行う。			
	年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
避難訓練及び防災設備	スプリンクラー	589 箇所	防火扉・シャッター	4 箇所
	避難階段	3 箇所	自家発電機	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	23 箇所	消火器	17 基
	カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日:令和4年 3月 1日 防火管理者: 蜂須賀 哲史			

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションの サービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 静岡県浜松市浜名区宮口3152番地

事業者(法人)名社会福祉法人大善福祉会施設名介護老人保健施設あらたま(事業所番号)2257280103

代表者名 施設長 山崎 昇 印

説 明 者 職 名

氏 名 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。また、この内容について、同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

家族又は代理人(選任した場合)

住所

氏名

利用料金

- (1) 介護保険給付対象サービス(1単位:10.17円)
- 1. 通所リハビリテーション費(介護老人保健施設・通常規模型)
- ① 2時間以上3時間未満
 - 要介護 1 383 単位/日
 - ・ 要介護 2 439 単位/日
 - 要介護 3 498 単位/日
 - 要介護 4 555 単位/日
 - 要介護 5 612 単位/日
- ② 6時間以上7時間未満
 - 要介護 1 715 単位/日
 - 850 単位/日 要介護 2
 - 要介護 3 981 単位/日
 - 要介護 4 1137 単位/日
 - 要介護 5 1290 単位/日
- 2. 加算

•	入浴介助加算 I	40 単位/日	1
---	----------	---------	---

- サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位/日
- リハビリテーション提供体制加算4 24 単位/回
- ・ リハビリテーションマネジメント加算 11 560 単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算 12 240 単位/月
- 短期集中個別リハビリテーション加算 110 単位/日
- 科学的介護推進体制加算
- 40 単位/月
- 退所時共同指導加算 600 単位/回
- 事業所が送迎を行わない場合 47 単位減算 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 86/1000 1月につき

令和6年6月1日改定

(2) 介護保険給付対象外サービス

- ・ 通常要する時間を超えるサービス・ 時間外サービスについては対応できません。
- ・ 食費(昼食・おやつ)(施設で提供する昼食、おやつの費用)
- 事業の実施地域外の送迎費 通常の送迎の実施地域を越える場合 1 km=200 円
- ・ 日用品費 100/日 (通所リハビリテーションサービスの中で提供される、日常生活においても通常必要となるものに係る費用)
- ・ 教養娯楽費 実費をご負担いただきます。 (折り紙、和紙、絵の具等レクリエーションとして使用する費用)
- ・ おむつ代 実費をご負担いただきます。 (紙パンツ、紙オムツ、尿取りパッド等)
- ※当日やむを得ない理由で中止される場合は、午前8:30までに当施設までご連絡ください。 ご連絡が無い場合はキャンセル料を頂く場合がありますのでご了承ください。